

# 尼崎市 事前登録型本人通知制度のご案内

この制度は、事前に登録された方に対し、本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、証明書を交付した事実を通知する制度です。（本人等とは、住民票では「同一世帯の方」、戸籍では「戸籍に記載されている方、その配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）」をいいます。）

住民票の写しなどの不正請求を抑止し、不正取得による権利侵害を防止することを目的としています。

## 本人通知制度登録者

尼崎市に住民票又は戸籍（除かれたものを含む）のある方で登録の手続きを終えられた方



- ① 事前登録の申出  
↓  
④ 交付した事実を通知（本人通知書）  
↑

## 住民票の写し等の請求者

\*本人等の代理人  
\*第三者



- ② 住民票の写し等の請求  
↓  
③ 住民票の写し等の交付  
↑

## 尼崎市役所

### 1 事前登録

制度を利用するためには、事前登録が必要です。登録手続きは、尼崎市役所北館1階市民課の窓口のほか、各サービスセンターの窓口でも受付を行っています。併せて郵便による受付も行っていますので、必要な書類をご確認のうえ手続きをしてください。

### 2 登録された方の証明書を交付した場合、本人通知書を郵送します。

本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などを交付した場合に、交付年月日、交付した証明書の種別、交付部数、交付場所、交付請求者の種別（本人等の代理人、第三者）を記載した「本人通知書」を郵送します。

### 3 本人等の代理人や第三者からの請求内容についてお知りになりたい場合

住民票の写しや戸籍謄抄本などの交付申請書の記載内容をお知りになりたい場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき開示請求ができます。開示の可否等については、同法律に基づき決定されます。開示請求に関する手続き等については公文書・債権管理担当へお問い合わせください。（電話06-6489-6171 FAX06-6489-6837）

Q1 第三者から証明書を取得されることがあるの？第三者からの請求を拒否することはできない？



A 住民基本台帳法や戸籍法では、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、保険会社の保険金の支払いや債権回収、相続・訴訟手続きなど正当な理由があれば第三者からの請求が認められています。請求理由や契約書などの疎明資料、本人確認等を厳格に行った上で交付します。

本人通知制度は第三者からの証明書の請求を拒否するための制度ではありません。

Q2 登録の手続きは難しいものですか？ 費用はかかる？

A 登録費用はかかりません。

手続きは書類の提出が必要です。本庁・サービスセンターの窓口に、登録者ご本人、または代理の方に来て提出いただく方法と、郵送によって送付していただく方法があります。



登録に必要な書類は、① 尼崎市事前登録型本人通知（新規）登録申出書

- ② 窓口にこられる方の本人確認資料（郵送の場合は、登録される方ご本人の本人確認資料をコピーした物を送付ください）、印鑑。
- ③ 任意代理人の方が窓口にこられる場合は委任状、法定代理人の方がこられる場合は戸籍謄本等、代理人であることがわかる書類。
- ④ 現在の住所登録地と本籍地が尼崎市でない方については、住民票の写し。



Q3 登録したら、何を通知してもらえるの？登録の期間は？

A この制度は、登録された方の証明書が第三者に交付された時に、いつ、どこの窓口で、何の証明書が何部交付されたのかを封書でお知らせするものです。登録期間は無期限です。ただし、廃止届が出された場合、登録者が死亡した場合、日本国内から住民登録がなくなった場合は登録が抹消されます。



Q4 第三者とは誰のことですか？

A 第三者とは、住民票では「同一世帯の方」以外の方、戸籍では「戸籍に記載されている方、その配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）」以外の方をいいます。具体的には、本人や家族等以外の個人や法人、八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

※ 本人や同一世帯、同一戸籍の方および国、地方公共団体の機関からの請求は、通知の対象外となります。



Q5 本人通知制度の対象となる証明書は？

- A • 住民票の写し      • 消除された住民票の写し・住民票記載事項証明書
- 戸籍謄抄本      • 戸籍一部事項証明書      • 戸籍の附票の写し
- 除籍謄抄本      • 除籍一部事項証明書      • 除籍された戸籍の附票の写し・改製原戸籍謄抄本

Q6 登録後に氏名や住所が変わった場合は、届出する必要がありますか？

A 婚姻などにより氏名や本籍が変わった場合や、転出や転居などにより住所が変更になった場合は、原則、変更届が必要です。変更のお届けがない場合は、本人通知書がお手元に届かない可能性があり、さらに本人通知書の送付先が不明となった場合は事前登録が抹消されます。



※現在、事前登録型本人通知制度の登録をされていない方が登録を希望される場合は、本申出書をご使用ください。

記入例

## 尼崎市事前登録型本人通知（新規）登録申出書

尼崎市長 あて

裏面の内容に同意の上、尼崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知に関する規則第4条の規定により、次のとおり申し出ます。

申出年月日： 令和 5 年 5 月 1

現在、住民登録をしている氏名、住所等を記入してください。

登録者本人	フリガナ	アマガサキ タロウ		生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦 45年8月20日
	登録者氏名	尼崎 太郎			
	現住所	尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎マンション101			
	連絡先	昼間に連絡がとれる電話番号： 06 ( 1234 ) 5678			
	※市外に転出されている方は、尼崎市での最終住民登録地をご記入ください。	※除かれた住民票を対象とする場合は必ず記入してください。 尼崎市			
	本籍	※住民票のみの登録の場合は記入不要です。 尼崎市 東七松町1丁目23番			
	筆頭者	尼崎 太郎			

複数の戸籍・除籍を通知対象として登録する場合は、全ての本籍地と筆頭者氏名を記入してください。  
(尼崎市に戸籍・除籍がある方のみ)

下記の□に☑をしてください。

本人通知に登録する証明書にチェックを入れてください。

通知対象証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票①（住民票の写し・住民票記載事項証明書）	
	<input type="checkbox"/> 住民票②（除かれた住民票） ※除かれた住民票がある場合のみチェックを入れてください。 ※登録者本人欄に市外へ転出される前の住民登録地をご記入ください。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍（戸籍謄抄本・一部事項証明書・戸籍の附票の写し）（改製原戸籍含む）	
	<input type="checkbox"/> 除籍（除籍謄抄本・一部事項証明書・消除された戸籍の附票の写し）（改製原戸籍含む） ※除籍がある場合のみチェックを入れてください。	

※代理人による申出の場合は、下記の欄も記入してください。

代理人	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	
	代理人氏名		年 月 日	
	住所			
	連絡先	昼間に連絡がとれる電話番号： ( )		
	登録者との関係	1. 法定代理人 <input type="checkbox"/> 親権者 ( ) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 2. その他の代理人 ( )		

※以下の欄は記入しないでください。

尼崎市使用欄	本人確認	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	通知対象証明確認	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍	受付	業照合	市照合	入力		完了確認
		<input type="checkbox"/> 1点 <input type="checkbox"/> 個C <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 特永 <input type="checkbox"/> 在留 <input type="checkbox"/> その他 ( )						住民票	戸籍 および 附票	
	権限確認	<input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> その他 ( )			日付					
		<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登事項証 <input type="checkbox"/> その他 ( )			担当					

## 【変更】

例: 婚姻で市内に新しい戸籍ができ、市外へお引越しされる方

記入例

### 尼崎市事前登録型本人通知（変更・廃止）届

尼崎市長 あて

尼崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知に関する規則第8条及び第9条の規定により、

次のとおり（登録事項の変更・登録の廃止）

届出年月日：令和 5年 5月 1日

現在、住民登録をしている氏名、  
住所等を記入してください。

登録者本人	フリガナ <b>ヒヨウゴ ハナコ</b>	生年月日 大正・昭和 平成 令和・西暦 10年 7月 15日	
登録者氏名	兵庫 花子	現住所 <b>□□県○○市△△町3丁目4番5号</b>	
連絡先	連絡先 昼間に連絡がとれる電話番号： <b>111 ( 222 ) 3333</b>	氏や本籍地等が変更になった内容と理由を記入してください。	

1. 登録事項を変更する場合は、変更内容にをし、右記欄に内容をご記入ください。  
※通知対象の証明書の追加や一部廃止を希望される場合も本欄にご記入ください。

登録事項の変更	変更内容	変更前	変更後
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 (送付先) <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 筆頭者 <input type="checkbox"/> その他	<b>尼崎 花子</b> 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎マンション101 <b>兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番</b> <b>尼崎 太郎</b>	<b>兵庫 花子</b> □□県○○市△△町3丁目4番5号 <b>兵庫県尼崎市立花町1丁目1番</b> <b>兵庫 裕二</b>
	備考（変更理由等）：	<b>婚姻したため</b>	

## 【廃止】

### 尼崎市事前登録型本人通知（変更・廃止）届

尼崎市長 あて

尼崎市住民票の写し等の交付に係る本人通知に関する規則第8条及び第9条の規定により、

次のとおり（登録事項の変更・登録の廃止）

届出年月日：令和 5年 6月 15日

現在、住民登録をしている氏名、  
住所等を記入してください。

登録者本人	フリガナ <b>アマガサキ タロウ</b>	生年月日 大正・昭和 平成・令和・西暦 45年 8月 20日
登録者氏名	<b>尼崎 太郎</b>	
現住所	<b>尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎マンション101</b>	
連絡先	連絡先 昼間に連絡がとれる電話番号： <b>06 ( 1234 ) 5678</b>	

（省略）

登録を全て廃止したいときのみ  
記入してください。（一部廃止  
のときは、変更届として届出）

通知対象証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票①（住民票の写し・住民票記載事項証明書） <input type="checkbox"/> 住民票②（除かれた住民票） <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍（戸籍謄抄本・一部事項証明書・戸籍の附票の写し）（改製原戸籍を含む） <input type="checkbox"/> 除籍（除籍謄抄本・一部事項証明書・消除された戸籍の附票の写し）（改製原戸籍を含む）
	備考（廃止理由等）： <b>本制度に登録する必要性がなくなったため。</b>